

令和元年10月

上天草市農業委員会会議録

令和元年10月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和元年10月10日

午前 9時30分開会

上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について
- 日程第7 報告第1号 許可不要転用届の受理について
- 日程第8 報告第2号 利用権設定合意解約について
- 日程第9 その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 西岡 光雄	職務代理者 蓮田 治住	2番 松岡 健二郎	3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子	5番 木嶋 たか子	6番 磯田 清俊	7番 岩崎 國重
8番 源 義通	9番 松本 光義		

(事務局)

局長 徳弘 恵吾 主事 塩田 有沙 主事 田島 伸吹 嘱託 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。(1名)

10番 森 和敏

開 会 午前9時30分

1 開 会

事務局（徳弘）

おはようございます。

ただいまから、令和元年度10月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日、10名の委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます）

議長（西岡）

本日は、10月の総会ということで、大変ご多忙の中ではございますけれども、ご出席をいただきましてここに開会できますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

皆さん方もご承知のとおり台風19号が日本に向かっていくということです。大変大きな台風であるということですが、できるだけ被害のないことを祈るだけでございます。本日の総会も、どうかよろしくご協力をいただきたいと思います。

それでは、ただいまから10月の総会を開会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。3番、山口委員、4番、水野委員、よろしくお願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第1号、番号1番です。議案の2ページをご覧ください。

1番の申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□□△△△番、地目は畑、面積298㎡です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南南東の方向約900メートルのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田1万4,874㎡、畑1万8,819㎡、合計3万3,693㎡、稼動力は3、農機具等は、トラクター1、管理機1、動噴1、軽トラック2、コンバイン1、田植え機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続いて、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は、自宅から徒歩で数分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40アールを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、花卉を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われま。

補足説明といたしまして、隣接している△△△△番の畑の土を今回の申請地へ移し、同じ高さまで上げることです。また、軽微な形状変更であることから、形状変更届の提出は必要ないと判断しましたが、道路等への泥の流出がないように対策をしていただくように指導をしております。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（益田）

はい、推進委員の益田が説明いたします。

昨日からお疲れさまでした。今、事務局から説明がありましたように、買受人は、花の後継者として一所懸命やっています。今度、道のほうに泥が流れないように擁壁をして、上の段と同じ高さにしてハウスを建て、そこで花の栽培をするそうです。以上です。よろしくお願いします。

議長（西岡）

ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定をいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

1番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□□□△△△△番△、地目は畑、面積85㎡です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から東の方向、約1.4キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は進入路で、事業資金は土地造成費約△△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地はないため地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は新設する側溝及び既設の側溝へ流し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、造成工事は小規模のため特に影響はなく、完成後も近傍農地への影響はほとんどないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（松岡）

はい。議案第2号1番につきまして、推進委員、松岡が説明をいたします。

図面の△△△△△番△という宅地を購入されまして、そこへの進入路を造るということでございます。以上です。

議長（西岡）

はい、ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。ご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定をいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長 (西岡)

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局 (田島)

はい。議案第3号、番号1番です。議案は6ページになります。

1番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□□□△△△△番△△、地目は畑、面積260㎡です。申請場所は、図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南南東の方向、約1.5キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は土地購入費△△△万円、建築費△△△△万円、合計△△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われれます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の集団的に存在する第1種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は自然排水、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、既設の側溝へ流すとのことです。被害防除については、造成工事の必要はなく、完成後も近傍の農地への影響はほとんどないとのことです。

補足説明といたしまして、申請地は既に造成が行われており、これまで駐車場として利用していたことから、始末書を提出していただいております。また、申請地は第1種農地と判断しており、1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、不許可の例外である集落接続に該当することから、許可は可能と判断しております。説明は以上です。

議長 (西岡)

はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番 (岩崎)

はい。議案第3号の1番について、7番の岩崎が補足説明をいたします。

図面の6ページと7ページを開いてください。今、説明がありましたけれども、申請地は〇〇〇〇〇の駐車場として使用されております。図面のとおり畑となって

おり、始末書が出ております。また、境界はセメントの擁壁で囲んであります。近隣農地への影響についての同意書も付いており、排水についての区長さんの同意書も付いており、問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。〇〇〇〇〇の職員駐車場。こういった例がよく出るじゃないですか、行政が借りた土地がそのまま転用せずに、先月もあったでしょう。今月もまたこうやって転用せずに駐車場とかなんとか借りている。もう過ぎたことです。私たちも今さら何も言えないのですが、何で行政がそういった転用してないところをこうやって借りるかですね。話は余談ですがそういったことです。

ただいまの件につきましてご異議ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ではご異議ございませんので、承認することに決定いたします。
続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい、議案第3号、番号2番です。議案は同じく6ページになります。

2番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□□△△△番△、地目は畑、面積94㎡です。申請場所は、図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南西の方向、約1.5キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は進入路で、事業資金は土地造成費△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地は貸人の所有する農地であるため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は自然排水、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、造成工事は小規模のため特に影響はなく、完成後も近傍の農地への影響はほとんどないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

議案第3号の2番について7番、岩崎が説明をいたします。

図面の8ページ～9ページを開いてください。今回△△△△番△に住宅を建設するため、最初は市道のほうから進入路を考えておられたそうですけれども、高低差

があるために金額がかなりかかるということで、隣接する祖父の土地を借りて道路を造ることで申請されております。ちなみに、△△△△番△が申請人の実家で、△△△△番△が祖父の畑でございます。よろしくお願いします。

議長（西岡）

はい、ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご質問、ご異議ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、2番につきましては、申請どおり承認することに決定をいたします。

続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第3号、番号3番です。議案は同じく6ページになります。

3番の申請人は、姫戸町の法人です。申請地の物件表示は、姫戸町姫浦地区字□□△△△番△、地目は畑、面積479㎡、同じく字□□△△△番△、地目は畑、面積422㎡、合計2筆、合計面積は901㎡です。申請場所は、図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約14.5キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は鶏舎の増設で、事業資金は土地購入費△△万円、建築費△△△万円、合計△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水は隣接地の井戸を利用し、排水については、雨水は新設する側溝から既設の水路へ排水、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、造成工事は小規模なため特に影響はなく、完成後も近傍の農地への影響はほとんどないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

1番（蓮田）

席番1番の蓮田が説明します。

ここは、国道266号線から〇〇と〇〇のちょうど中間の〇〇というところ、〇〇道路の入り口のところです。画面で見たとおり、水害後で雑木が生えていますが、杭が立っているところが境界であります。今回、鶏舎を建てるということですが、10年前からずっと続けている法人でございます。今は天草のブランドとして親しまれており、鹿児島黒豚に負けないようなシステムでしていきたいということ

で、天草に3社あるそうです。私も将来を見つめまして応援していきたいという気持ちでおります。どうかよろしくお願いいたします。

議長（西岡）

はい、どうもありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定するために審議を求めますということでございますので、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第4号農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について説明します。

議案は7ページ～20ページになります。

今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が5件、新規設定の計画が20件となっております。今回の新規設定の計画は、以前、天草農業協同組合が貸主と借主の仲介として利用権設定を行っていた農地について、熊本県農業公社が利用権設定を行うことになった案件です。こちらは数が多いため、対象地区、借地設定期間、支払方法等が同じ申請については一緒に説明していきたいと思います。

はじめに、議案8ページ～10ページの番号1番から5番、再設定の計画は、内容については議案のとおりで、利用目的、借地設定期間及び支払方法等については、前回の集積計画から変更等はありませんでした。

次に、新規設定の計画について説明いたします。新規設定の借受人は、全て熊本県農業公社になります。まず、番号6番から8番、議案は10ページ～11ページです。土地の所在、松島町今泉字□□□□□、地番△△△△番△△△外2筆、登記簿地目は畑3筆、面積は合計2,467㎡です。貸付人は3名とも松島町の個人の方です。利用目的は普通畑、支払いは10アール当たり△△△△円です。設定期間は、令和元年12月1日から令和11年12月31日までの10年と1カ月です。

続きまして、番号9番から13番、議案は11ページ～14ページです。土地の所在、松島町今泉字□□、地番△△△△番△外4筆、登記簿地目は田3筆、畑2筆、面積は合計1万2,877㎡です。貸付人は5名とも松島町の個人の方です。利用目的は、水田2筆、普通畑3筆、借賃は無償のためありません。設定期間は、令和

元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間です。

続いて、番号14番から24番、議案は14ページ～19ページです。土地の所在、松島町内野河内字□□、地番△△番△外12筆、登記簿地目は畑13筆、合計面積は1万9,767㎡です。貸付人は11名とも松島町の個人の方です。利用目的は普通畑、借賃は無償のためありません。設定期間は、令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間です。

最後に、番号25番、議案は20ページです。土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番、登記簿地目は畑1筆、面積は2,471㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畑、支払いは10アール当たり△△△△△円です。設定期間は、令和元年12月1日から令和6年12月31日までの5年と1カ月です。利用権の設定をする人25名、利用権の設定を受ける人3名、利用権設定面積合計は4万2,993㎡となっております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま農用地利用集積計画（案）の説明がございましたけれども、皆様方のご意見を求めますが、ご意見ございませんか。

3番（山口）

公社の借入についてですが、貸付について無償となっておりますが、すぐ作付け可能な農地だろうか。

8番（源）

去年まで大矢野の人も一緒に飼料を作られていた。ただ、畑だけでも、雨が降ったときは浸かるおそれがある。田と畑の高さが変わらない。

議長（西岡）

今度農業公社が借りるじゃないですか。誰か貸手は決まっているのか。

事務局（塩田）

農業公社が入る場合はだいたい決まっています。

3番（山口）

農業公社が入っているから借手は決まっているのだろうと思うけれど、すぐ作付け可能な土地かなあと思ったんです。無償と書いてあるので。収穫があるんだろうかなあと、そっちを考えたわけです。作ってもその作業手間だけの収穫があるのかなあって心配するわけで、それを今、聞きたかった。以上です。

1番（蓮田）

それは作る人の判断でしょうね。

議長（西岡）

ほかにご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

それでは、ご異議ございませんので、議案第4号につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

報告第1号 許可不要転用届の受理について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号許可不要転用届の受理について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

はい。報告第1号、許可不要転用届の受理を行いましたので、ご報告いたします。議案は21ページになります。物件表示は、龍ヶ岳町大道地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積が1,148㎡のうちの6.25㎡となっております。

申請場所は図面の1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりです。直線距離で〇〇〇〇〇から南南西約21.4キロのあたりに位置しております。用途の内容は、携帯電話の無線基地局の設置で、権利の種類は賃貸借権の設定となっております。10月4日の金曜日、西岡会長、蓮田代理、山崎推進委員、私と、法人の担当者で現地の確認を行いました。隣接する農地はありませんけれども、ちょうど今、画面映っておりますけれども、画面の左手のほうが急傾斜となっているため、土砂の流出等には十分配慮するよう確認をしたところです。報告は以上です。

議長（西岡）

はい、ただいま報告の説明がありましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

（なし の声あり）

議長（西岡）

それでは、何もございませんので、報告第1号は報告どおりといたします。

報告第2号 利用権設定合意解約について

議長（西岡）

それでは、続きまして、報告第2号利用権設定合意解約について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。報告第2号について。農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地利用集積計画の作成及び報告を行った貸借契約について、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

議案の22ページ、番号1番になります。

解約する土地の所在、大矢野町中字□□、地番△△△△番△、登記簿地目は田、面積は2,305㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方になります。設定期間は、平成29年4月18日から令和2年4月17日で合意解約日は、令和元年5月27日です。解約理由は双方合意になります。以上で報告を終わります。

(複数 の声あり)

議長(西岡)

それでは、報告第2号につきましては、報告どおりといたします。

それでは、皆さん方のご協力をいただきまして、審議はすべて終了いたしました。

続きまして、事務局のほうからその他ということでございますので、よろしくお願いいたします。

(テープ終了)

その他

(最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会)

閉会午前10時5分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和元年10月10日

上天草市農業委員会 会長 西岡 光雄

上天草市農業委員会 委員 山口 勝喜

上天草市農業委員会 委員 水野 美奈子